

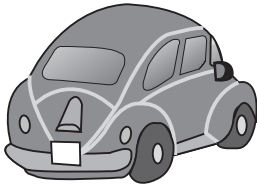
4月のTOPICS

春の全国交通安全運動

交通安全運転者講習会

日 時	場 所
4月13日(月) 午後7時～8時	熊取町民会館ホール
15日(水) 午後7時～8時	熊取町民会館ホール
17日(金) 午後7時～8時	レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター
21日(火) 午後7時～8時	北部市民交流センター本館
22日(水) 午後7時～8時	レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター
23日(木) 午後1時30分～2時30分	レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター
24日(金) 午後7時～8時	田尻町立公民館

問合先 道路公園課
※申込不要、受講無料



平成27年度 就学援助制度

小・中学校での学習に必要な費用の保護者負担を軽減するため、その一部を援助します。

※毎年申請が必要です。

対象 市内小・中学校に就学する児童・生徒の保護者で、諸事情により経済的に困窮し、経済状態が生活保護基準に準ずる程度と認められる世帯

申請・問合先 4月に学校で配付する申請用紙に記入し、5月29日(金)(郵送の場合は5月31日(日)の消印有効)までに直接または郵送で☎598・8550 泉佐野市役所学校教育課へ
※期日を過ぎると、援助の対象は申請した月からとなります。

りんくう総合医療センター

眼科外来を休診します

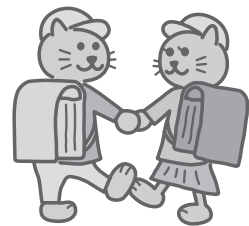
眼科医師の退職により、4月1日から眼科外来診察は休診させていただきます。

患者のみなさんにはご迷惑をおかけしますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

問合先 りんくう総合医療センター (☎469・3111)

安まちメールを

ご存じですか？



安まちメールは、ひったくりや子どもに対する声かけ、女性に対する性犯罪情報を警察署から電子メールでタイムリーにお知らせするシステムです。

配信種別や受信時間、受信地区を設定できます。(登録料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。)

みなさんも安まちメールを活用して、上手に防犯しませんか？
※登録は左のQRコードを読み取るか、ホームページ (<http://www.info.police.pref.osaka.jp/userMenu.do>) から

問合先

大阪府警察本部府民安全対策課 (☎06・6943・1234)



市有功者表彰

3月3日、市有功者表彰条例に基づき、8年以上市議会議員をつとめ、市の発展に功労のあった次の人が市有功者として表彰されました。

(順不同・敬称略)

- 新田輝彦 (現市議会議員)
- 向江英雄 (現市議会議員)
- 野口新一 (現市議会議員)
- 辻中 隆 (現市議会議員)

問合先 秘書課



かんくうNEWS

問合先 新関西国際空港㈱ 広報グループ (☎455-2201)
ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■関西国際空港のフライトがますます充実！

関西国際空港から韓国へのフライトが増便し、ますます便利になります。



4月3日(金)より、チェジュ航空(7C)が関西=釜山線を週14便で新規就航します。チェジュ航空は2005年に韓国で設立されたローコストキャリア(LCC)であり、ソウル(仁川)、チェジュを拠点に東南アジアへ展開しております。この度の釜山線就航により、チェジュ航空の関西空港での就航便数は計週28便となり、既存便であるソウル便と合わせてご利用いただくことで、韓国内の周遊も可能となり、旅行の利便性がますます高まります。

KIX

定住・移住促進のための 住宅総合助成事業などを開始

住宅総合助成事業とは…

- 個人が、市内で住宅を建て替える場合や新築住宅を購入する場合、空き家バンク(*)に登録された中古住宅を購入する場合に、所有権や住宅ローンの抵当権にかかる登記費用と引っ越し費用を助成(最大30万円)
 - 空き家バンクに登録された中古住宅の賃貸は、引っ越し費用のみ助成(最大10万円)
- ※5月1日以降の契約分から申請できます。



問合先 都市計画課

※詳しくは問い合わせてください。

(*) 空き家バンク…空き家(戸建住宅)の市場における流通を促進するため、良質な空き家を市の台帳に登録し、ホームページに掲載します。
※登録できる物件は、建築基準法の規定による確認済証があるものに限りです。(4月1日から登録受付を開始します。)

(泉佐野市安心生活創造推進事業) 社協有償協力員派遣事業 を始めます

公的サービスで支援できないサービスを有償でお手伝いする事業です。会員募集中！
支援の内容

専門的技術を要しない家事援助や外出支援などの助け合い活動※利用申込をいただいてから、協力会員との調整に時間がかかる場合があります。協力会員が見つかからない場合、利用いたさないことがあります。

【利用会員(支援を受ける人)】

- おおむね65歳以上の高齢者
 - 障害者・児
 - 母子家庭、父子家庭
 - 妊産婦・乳幼児のいる家庭
 - その他、支援が必要な人
- 年会費 500円
利用料 1時間850円

【協力会員

(支援していただける人)

20歳以上で事業の趣旨を理解し、協力していただける人

年会費 1,000円

謝礼 1時間750円

申込・問合先 泉佐野市社会福祉協議会 (☎464・2259)

住宅用火災警報器の 設置率調査

泉州南消防組合では、総務省消防庁からの通知に基づき、住宅用火災警報器の設置率調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

期間 4月20日(月)～5月20日(水)

方法 無作為抽出により約100件の住宅を消防職員が訪問し、設置状況を聞き取ります。

※消防職員は、必ず身分証を携帯しています。職員が消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません。

問合先

泉州南広域消防本部 予防課

(☎469・0886 Fax460・2119)



平成26年中の 火災・救急・救助の概況

泉州南消防組合管内(泉佐野市)における火災・救急・救助の概況は次のとおりです。

【火災】

●火災件数:19件

●火災種別 建物火災:14件、車両火災:3件ほか

●死者1人、負傷者3人

●おもな火災原因 たばこ:4件、配線器具:2件ほか

【救急】

●救急出動件数:5,991件

●事故種別 急病人:3,856件、一般負傷:873件ほか

●救急搬送人員5,656人

【救助】

●救助出動件数:83件

●事故種別 建物事故:30件、交通事故:19件、水難事故:10件ほか

●救助人員39人(建物事故19人、交通事故5人、水難事故4人ほか)

問合先

泉州南広域消防本部 警備課

(☎462・1080 Fax460・2119)

80 Fax460・2119)



ごみの直接搬入

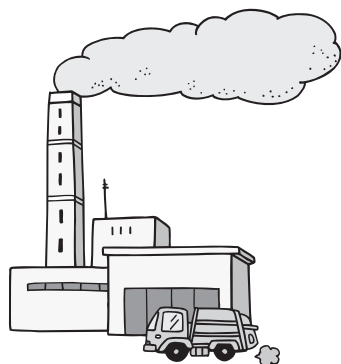
2t以上の車両での搬入は

ナンバーの記載を

環境衛生課で廃棄物搬入証明書の発行を受けた人は、ごみを自分で焼却場(泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所)に直接持ち込んで処分することができ、市外で発生したごみや産業廃棄物を持ち込むことはできません。

適正な廃棄物処理を継続していくため、2t以上の車両を使う場合は、4月から廃棄物搬入証明書発行の際、車両ナンバーの記載をお願いします。

問合先 環境衛生課



ファミリー・サポート・センター事業 運営業務受託者募集

7月からファミリー・サポート・センター事業（「子育てを手伝ってほしい人」と「子育ての手助けができる人」）からなる会員組織を設立し、会員間の援助活動の調整を行う事業）の運営を行う受託者を募集します。

主な業務

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 保育施設までの送迎や、保育施設の保育開始前や終了後の子どもの預かりなど、相互援助活動の実施
- 会員に対する講習会や交流会の開催 など

応募資格

市内に所在地があり、子育て支援活動の実績がある社会福祉法人またはNPO法人

選考方法

提出された書類などに基づき、審査・選定を行います。

募集要項配布

4月20日(月)～30日(土)・日曜日、祝日除く
の午前9時～午後5時に子育て支援課で

申込・問合せ

5月11日(月)～20日(土)・日曜日除く
の午前9時～午後5時に子育て支援課へ

※電話、郵送での申込不可

市営屋外プール 指定管理者募集

今シーズンからの市営屋外プールの指定管理者を募集します。

主な業務

市営屋外プール（日根野・北中・長南中学校・新池）の入場者管理や施設の利用許可、利用受付、プール監視などの運営、施設の維持管理ほか

募集要項配布

4月9日(木)～15日(月)（月曜日除く）の午前9時～午後5時にスポーツ推進課（市民総合体育館内）で

申込・問合せ

4月28日(火)～5月1日(金)（月曜日、祝日除く）の午前9時～午後5時にスポーツ推進課（市民総合体育館内）で

電話

462・2000へ

※応募資格など詳しくは募集要項をご覧ください。募集要項はホームページ（<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakukai/kyoiku/sports/>）からダウンロードもできます。

税

問合先 税務課

固定資産税

■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や建物に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・建物の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用し確認してください。
※詳しくは広報3月号をご覧ください。

■不服審査申出

固定資産税課税の価格（評価額）に関して不服がある場合は審査申出ができます。
平成27年度は地方税法に定められた基準年度にあたるため、固定資産の価格（評価額）に関して不服がある場合は固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。

受付期間

公示日（4月1日(水)予定）以降納税通知書を受け取った日から60日以内

申出先

固定資産評価審査委員会（総合行政委員会内）

■低所得者世帯への固定資産税の減免制度 ※要申請

低所得者世帯に対し、固定資産税・都市計画税の減免制度があります。

高齢などで収入が少ない次の対象者が所有する居住用資産のうち、一定要件の範囲で、土地・家屋の税額を2分の1減免します。

対象

- 次の要件をすべて満たす所有者
- 本人が65歳以上・重度の障害を有する・寡婦・寡夫のいずれか
- 本人および生計を一にする人全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得である
- 本人が居住している資産以外に土地・家屋を所有していない
- 家屋の延べ床面積が120㎡以下
- 土地・家屋の固定資産税（都市計画税含む）の年税額が10万円以下

必要なもの

固定資産税の納税通知書、印鑑

申請

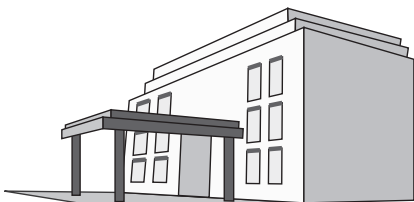
納期限の7日前（平成27年度1期分から申請の場合は5月25日(月)）までに税務課へ

※納税が困難な世帯の負担軽減という主旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所または寮などがある法人など（株式会社、有限会社など）が納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときはその旨の申告が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に申告が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準とする法人税割額と、資本金等の額と市内の従業員数により負担していたく均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2ヵ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額との合計額を納付していただくことになっています。



国民年金

問合先 国保年金課

平成27年度の国民年金保険料が「月額15,590円」に改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。
※過去2年分までさかのぼって申請できます。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院・短期大学・高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下(単身の場合118万円など)の学生
※いずれも夜間部・定時制・通信教育課程含む
申請 国保年金課
審査・決定 日本年金機構

■承認を受けた期間は…

●期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

●年金の受給資格期間に算入されます(老齢基礎年金の年金額には反映されません)。

●期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内で

あれば追納(さかのぼって納めること)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

■申請はお早めに

対象期間 4月分〜来年3月分
必要なもの 年金手帳、学生証など学生である証明、印鑑(本人が署名する場合は不要)
※平成27年1月1日現在、市内在住でない場合は、前年所得を証明するもの(課税証明書など)も必要な場合があります。

■前年度承認を受け、今年度も在学中の人の申請

承認には毎年申請が必要です
が、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

「従来どおりの申請が必要な人」

●在学中の学校などが変わった
●前年中は一定額以上の所得があったが、今はない
●申請書が届かなかった
※詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

問合先

●大阪府後期高齢者医療広域連合(保険料…**606・4790・2028**、健康診査・人間ドック…**606・4790・2031**)
●国保年金課

平成27年度保険料

●被保険者均等割額…**52,607円**
●所得割率…**10.41%**
●限度額…**57万円**

被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(52,607円)が軽減されます。
※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。
軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特例控除の税法上の規定は適用されません。

国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

世帯主が被保険者でない場合

でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,260円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,891円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+26万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	26,303円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+47万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	42,085円

健康診査を受けましょう

被保険者に健康診査を無料で受診できる受診券を4月下旬に送付します。

※年度途中に新たに75歳になる

被保険者には、誕生月の翌月に送付します。

受診回数 受診券に記載する期限までに1回

持ち物 受診券、被保険者証

受診場所・申込 指定医療機関

■次の被保険者には、健康診査受診券を送付しません

●病院や診療所に6カ月以上継続して入院している

●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している

※退院や退所など状況が変わった場合は、受診券を発行できますので、問い合わせてください。

人間ドック費用の一部助成

被保険者が人間ドックを受診したときに費用の一部を助成します。(年度中に1回のみ)

助成上限額 26,000円

必要な物 人間ドックの領収書、検査結果通知書など、被保険者証、振込口座(通帳など)、印鑑

申請 国保年金課

※人間ドックを受診した人は申請まで、領収書などを大切に保管してください。



介護保険

問合先 高齢介護課

第6期介護保険事業計画 及び高齢者保健福祉計画

を策定

計画期間 平成27～29年度

内容 高齢者に関する保健・福祉施策および介護保健事業について

※詳しくはホームページ
(<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kaigo/>)
をご覧ください。

介護保険制度が変わります

～平成27年4月改正分～

■介護報酬が改定

国の介護報酬の見直しに伴い、介護保険サービスを受けている人は利用料金が変わります。

※詳しくは、サービス提供事業者などに問い合わせてください。

■介護保険料が変わります

介護保険事業では事業の財源の半分を40歳以上の人の介護保険料でまかっています。その負担割合が次のとおり変わります。さらに3年に1度の見直し

により、65歳以上の人の介護保険料が算定しなおされます。

(詳しくは広報5月号に掲載予定)

●65歳以上の人

変更前：21%→変更後：22%

●40歳以上64歳以下の人

変更前：29%→変更後：28%

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わります

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所者は、原則として要介護3以上の人となります。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する場合も、新規入所は原則要介護3以上となります。



65歳以上の介護保険料 (平成27年度仮決定)

■普通徴収

普通徴収(納付書での納付や口座振替)で納付している人に、6月分までの保険料額を記載した介護保険料仮決定通知書を送付しました。

今年3月に介護保険第1号被保険者の資格を取得した人(昭和25年3月2日～4月1日生まれの人、今年3月に転入した65歳以上の人)には、平成26年度分の保険料納入通知書なども送付していますので、注意してください。

保険料は期限までに納付してください。

【口座振替のご利用を】

毎月25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、指定の口座から保険料を振り替えます。納め忘れがなく大変便利です。ぜひご利用ください。

■特別徴収

特別徴収(年金から徴収)で納付している人は、4月・6月に2月の納付保険料額と同額を徴収します。

新たに特別徴収が開始される

人には、特別徴収開始通知書を送付しますので、開始月や保険料額などを確認してください。

■平成27年度の介護保険料は7月に決定します

平成27年度の確定した保険料額は、被保険者本人の平成26年中の合計所得額などをもとに7月に決定し通知します。

また、今年度は第6期介護保険計画の初年度となり、介護保険料の算出基準が変わります。※詳しくは7月に送付する通知書に同封する資料をご覧ください。



おむつを使用する高齢者に 市指定ごみ袋を給付します

対象者に市指定のごみ袋を給付します。希望する対象者は申し込んでください。

対象 要支援・要介護の介護認定を受け、在宅で終日おむつを使用している人

申込 高齢介護課